

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

本市では該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 4 年～50 年（中古建物及び建物付属設備を含む。）

工作物 5 年～60 年

物品 3 年～15 年

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
ソフトウェアについては、本市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によ
っています。
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内の
リース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナ
ンス・リース取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上し
ています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を
計上しています。
- ② 退職手当引当金
退職手当債務から三重県市町総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から
既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における
積立金額の運用益のうち本市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上して
います。
- ③ 損失補償等引当金
本市では該当なし
- ④ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当
額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及び
リース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（志摩市会計規則において、歳計現

金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計については税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

なし

3 重要な後発事象

なし

4 偶発債務

なし

5 追加情報

(1) 連結対象会計

会計名	区分	連結の方法	比例連結割合
住宅新築資金等貸付事業特別会計	特別会計	全部連結	—
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険特別会計	特別会計	全部連結	—
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
国民健康保険病院事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—

地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成 29 年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限ります。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

下水道事業特別会計	企業債残高	2,794 百万円
	他会計繰入金	352 百万円

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定とされている公共財産

イ 内訳

事業用資産	68 百万円（ 184 百万円）
土地	62 百万円（ 160 百万円）
建物	6 百万円（ 24 百万円）

平成 30 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、不動産鑑定による評価額によっています。

上記の（ 184 百万円）は貸借対照表における簿価を記載しています。